

## 登別市訪問入浴サービス事業の事業所指定に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 登別市訪問入浴サービス事業に係る事業所指定に関する事項については、この要領に定めるところによるものとする。

(訪問入浴サービス事業者)

第2条 訪問入浴サービス事業を実施する事業者は、訪問入浴サービス事業を行うことが適当であると登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が指定する事業者とする。

(事業者の指定申請等)

第3条 事業者の指定を受けようとする者は、登別市訪問入浴サービス事業所指定申請書（別記様式第1号）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

(事業者の指定等)

第4条 福祉事務所長は、事業者の指定を決定したときは登別市訪問入浴サービス事業所指定決定通知書（別記様式第2号）により、事業者の指定をしないことと決定したときは登別市訪問入浴サービス事業所指定却下通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

2 事業者は、第3条の規定により申請した内容に変更を生じたとき、又は事業所の指定を廃止しようとするときは、登別市訪問入浴サービス事業所指定変更（廃止）届（別記様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。

3 福祉事務所長は、事業者から登別市訪問入浴サービス事業所指定変更（廃止）届の提出があり、その内容が適当であると認めるときは、登別市訪問入浴サービス事業所指定変更（廃止）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(指定の取消し)

第5条 福祉事務所長は、事業者の虚偽申請等の不正行為が認められたときは、事業者の指定を取り消すものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により事業所の指定を取り消すときは、登別市訪問入浴サービス事業所指定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月9日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する地域生活支援事業の訪問入浴サービス事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ				
	法人等の名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	代表者の緊急連絡先				
指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	事業所の名称				
	事業所(施設所)の所在地	(郵便番号 - ) 電話番号			
	事業所の代表者氏名		代表者の緊急連絡先		
	利用者定員				

(添付書類)

- 1 施設平面図
- 2 従業員の資格証明書の写し
- 3 事業所の従業員の一覧
- 4 利用者との契約書様式
- 5 重要事項説明書
- 6 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 7 指定居宅介護事業所等の指定通知（写し）
- 8 登記簿謄本全部事項証明書（原本謄写の証明があれば写し可）

別記様式第2号（第4条関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定決定通知書

登 第 号  
年 月 日

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました訪問入浴サービス事業所の指定について、次のとおり決定したので通知します。

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
指定を受けた事業所	事業所の名称	
	事業所(施設所)の所在地	
	指定年月日	
備考		

(厳守事項)

- 1 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を整えること。
- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修等の機会を確保すること。
- 3 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存すること。
- 4 事業者は、申請内容に変更を生じたとき、又は事業所の指定を廃止しようとするときは、速やかに届出を行うこと。

別記様式第3号（第4関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定却下通知書

登 第 号  
年 月 日

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった訪問入浴サービス事業所指定申請について、次の理由により指定しないことと決定したので通知します。

指定しない理由

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

登別市

TEL

FAX

別記様式第4号（第4条関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定変更（廃止）届

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

年 月 日付けで指定を受けた訪問入浴サービス事業所を次のとおり変更（廃止）しましたので届け出ます。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
変更（廃止） 年月日	
備 考	

変更事項	変更前	変更後
名称等		
所在地		
その他		

別記様式第5号（第4条関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定変更（廃止）通知書

登 第 号  
年 月 日

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで届出のありました訪問入浴サービス事業所の変更（廃止）  
について、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
変更（廃止） 年月日	
備 考	

変更事項	変更前	変更後
名称等		
所在地		
その他		

別記様式第6号（第5条関係）

登別市訪問入浴サービス事業所指定取消通知書

登 第 号  
年 月 日

事業者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

次の理由により、訪問入浴サービス事業所の指定を取り消したので、通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
取消年月日	
取消理由	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

登別市

TEL

FAX